

予算執行事前審査等調書 (平成24年度 第2／四半期)

平成24年7月6日

防衛省予算監視・効率化チーム

目 次

第2／四半期 事前審査案件

(陸上自衛隊) 【調査課】 ① 保全用器材の更新	…	1
(航空自衛隊) 【システム装備課】 ② 気象レーダーの更新	…	7
(技術研究本部) 【技術計画官】 ③ 高性能微光暗視管の製造	…	13
(内部部局) 【周辺環境整備課】 ④ 無線放送施設設置助成事業(小松飛行場)	…	17

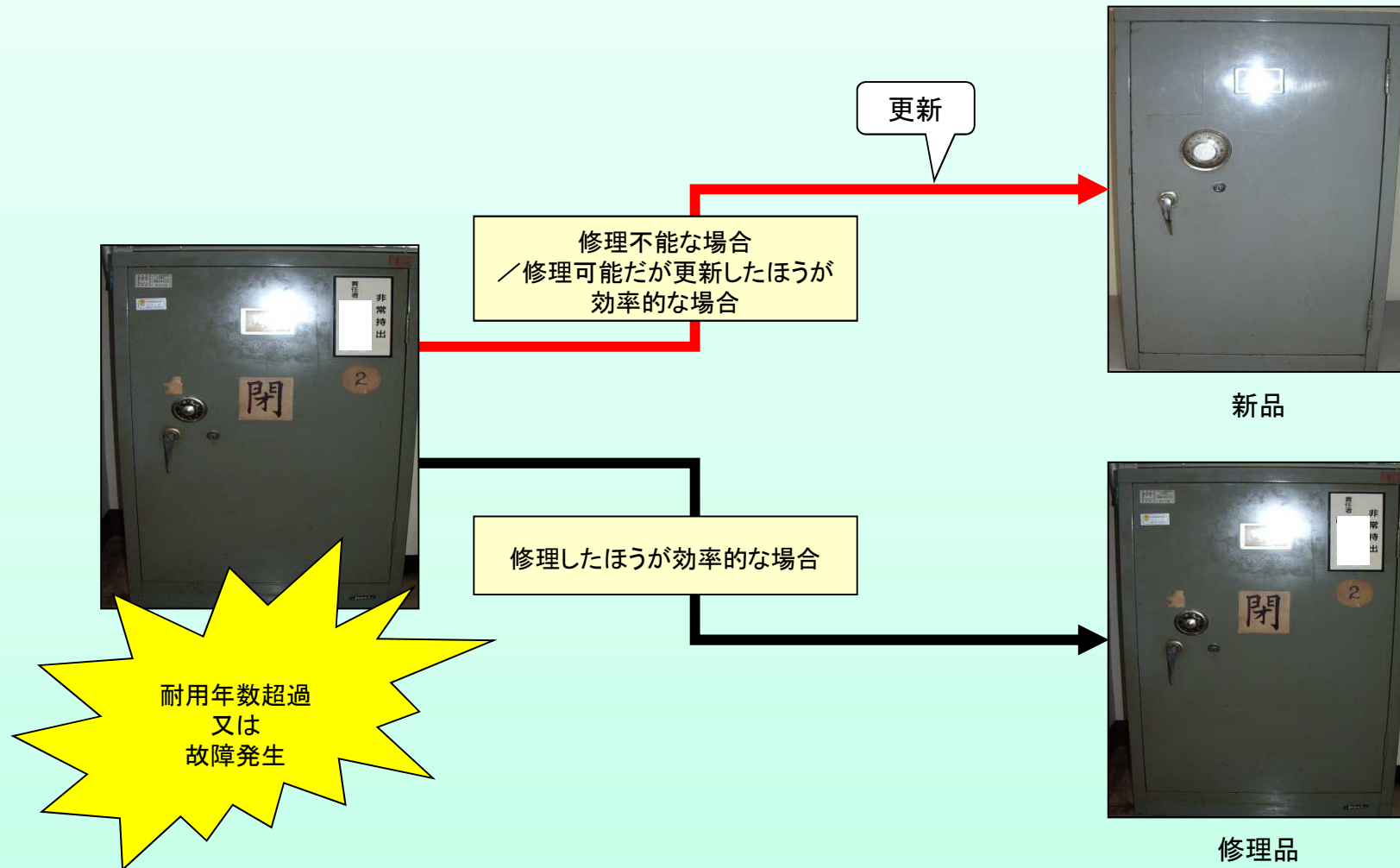
注:各調書の事業総額等は、入札等における予定価格を類推されるおそれがあるため、非公表とする。

予算執行(事前)審査調書

件名	保全用器材の更新		執行機関	陸上自衛隊	内部部局 担当課	調査課																																																
項	武器車両等整備費	目	諸器材購入費		事業(補助)総額	千円																																																
着眼点(選定理由)	・各幕等共通的な汎用品の効率的な調達についての確認案件																																																					
事業概要	<p>秘密文書等は、秘密保全に関する訓令等により、少なくとも、文字盤かぎのかかる鋼鉄製の箱等(以下「保管容器」という。)に保管することとされている。</p> <p>当該事業は、故障により、修理不能となった保管容器又は修理可能であっても費用対効果により更新したほうが効率的と判断される保管容器について、更新を行うものである。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">24年度</th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> <tr> <th>1/四</th> <th>2/四</th> <th>3/四</th> <th>4/四</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>●</td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">完了年度(予定):</p>				24年度				25年度	26年度	27年度	28年度	1/四	2/四	3/四	4/四						●			→								●	→								●	→								●	→
24年度				25年度	26年度	27年度	28年度																																															
1/四	2/四	3/四	4/四																																																			
	●			→																																																		
				●	→																																																	
					●	→																																																
						●	→																																															
契約方式(直轄事業)又は、交付先(補助金)等	一般競争入札		執行時期	平成24年2/四半期(契約予定)																																																		
予算執行の必要性、有効性、効率性等	<p>保管容器は、秘密文書等の流出等を防止する等、秘密保全態勢の基盤を直接維持するものであるため、これについて、不具合を抱えつつ使用を継続することは、結果として、秘密文書等の流出等を招き、ひいては防衛省・自衛隊の信頼を低下させることにつながるおそれがあることから、必要に応じ、順次更新を行うことは、重要かつ必要不可欠なものである。</p> <p>また、今回の執行は、陸上自衛隊全体の保管容器の老朽化状況を把握し、真に更新の必要性が高いものに限って一括して執行するとともに、可能な限り修理可能なものは修理を行うことにより効率化を図っている。</p>																																																					
予算執行の論点(ポイント)	<ul style="list-style-type: none"> ・更新の判断基準はどのようになっているのか。 ・保全用器材について基準を定めているが適宜、適切に仕様の見直しの検討は行われているか。 ・各幕、各機関分の一括調達などの効率的な調達について検討がなされているか。 																																																					
政策評価	—		備考																																																			

保管容器の更新・修理のイメージ

- 真に更新の必要性が高い保管容器に限定して、更新を実施。
→修理不能となった保管容器又は修理可能であっても費用対効果により更新したほうが効率的と判断される保管容器について、更新を実施。



保管容器に関連する規則類

■ 省秘（秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号））

（文書及び図画の保管容器）

第42条 秘に指定された文書又は図画は、少なくとも、文字盤かぎのかかる鋼鉄製の箱に保管しなければならない。
2 前項の規定によることができないときは、官房長等（内部部局にあっては、官房長）の定めるところによる。

■ 防衛秘密（防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第37号））

（文書及び図画の保管容器）

第37条 防衛秘密に係る文書又は図画は、三段式文字盤かぎのかかる金庫又は鋼鉄製の箱に保管しなければならない。
2 前項の規定によることができないときは、防衛秘密管理者の定めるところによる。

■ 特別防衛秘密（特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号））

（文書及び図画の保管容器）

第40条 特別防衛秘密に属する文書又は図画は、その秘密区分に従い、少なくとも、次に掲げる容器に保管しなければならない。

- (1) 機密は、三段式文字盤かぎのかかる金庫
- (2) 極秘は、三段式文字盤かぎのかかる鋼鉄製の箱
- (3) 秘は、かぎのかかる鋼鉄製の箱

2 前項の規定によることができないときは、官房長等（内部部局にあっては、官房長）の定めるところによる。

保管容器に関する基準

1 目的

この基準は、省秘訓令、防秘訓令及び特別防秘訓令に規定する保管容器の材質、構造、使用要領等について定めることを目的とする。

2 材質、構造等

保管容器の材質、構造等は、次の各号に定めるところによることとする。

なお、付図(大型、小型、キャビネット型)は、保管容器の概要を示すための参考として例示したものである。

(1) 三段式文字盤かぎのかかる金庫

ア 材質、構造(施錠装置を除く。)等は、日本工業規格S1037(耐火庫をいう。)に規定する耐火耐衝撃性耐火庫(とびら付耐火庫及び耐火ファイリングキャビネットをいう。)と同等以上の強度を有すること。

イ 施錠装置は、付紙第2項に定める三段式文字盤かぎ付施錠装置と同等以上の強度を有するものを装着すること。

(2) 三段式文字盤かぎのかかる鋼鉄製の箱

付紙に定めるところによる。

(3) 文字盤かぎのかかる鋼鉄製の箱

ア 材質、構造(施錠装置を除く。)等は、日本工業規格S1034(鋼製事務用書庫をいう。)及び同規格S1033(鋼製事務用ファイリングキャビネットをいう。)に定めるものと同等以上の強度を有すること。

イ 施錠装置は、文字盤かぎとさし込み式かぎによる二重施錠方式をとること。

(4) かぎのかかる鋼鉄製の箱

ア 材質、構造等は、前号の定めるところによる。

イ 施錠装置は、さし込み式かぎ、文字盤かぎ等いずれかの施錠装置を有すること。

3 保管容器使用上の留意事項

保管容器の使用に当たっては、次の事項に留意して行うものとする。

(1) 文字盤かぎの組合せ番号及びさし込み式かぎは、省秘訓令第2条及び特別防秘訓令第2条に規定する管理者及び管理者の指定する者並びに防秘訓令第3条に規定する防衛秘密管理者補及び防衛秘密管理者補の指定する者(以下「使用者」という。)以外の者に知らせ、又は保管させてはならない。

(2) 文字盤かぎの組合せは、毎年1回以上変更すること。ただし、次の各号に掲げる場合には、その都度変更するものとする。

ア 調達後、使用場所に配置するとき。

イ 当該保管容器の使用者が補職替え、退職等によりその配置を離れたとき。

ウ 組合せ番号が使用者以外の者に漏洩したとき、又はその疑いがあるとき。

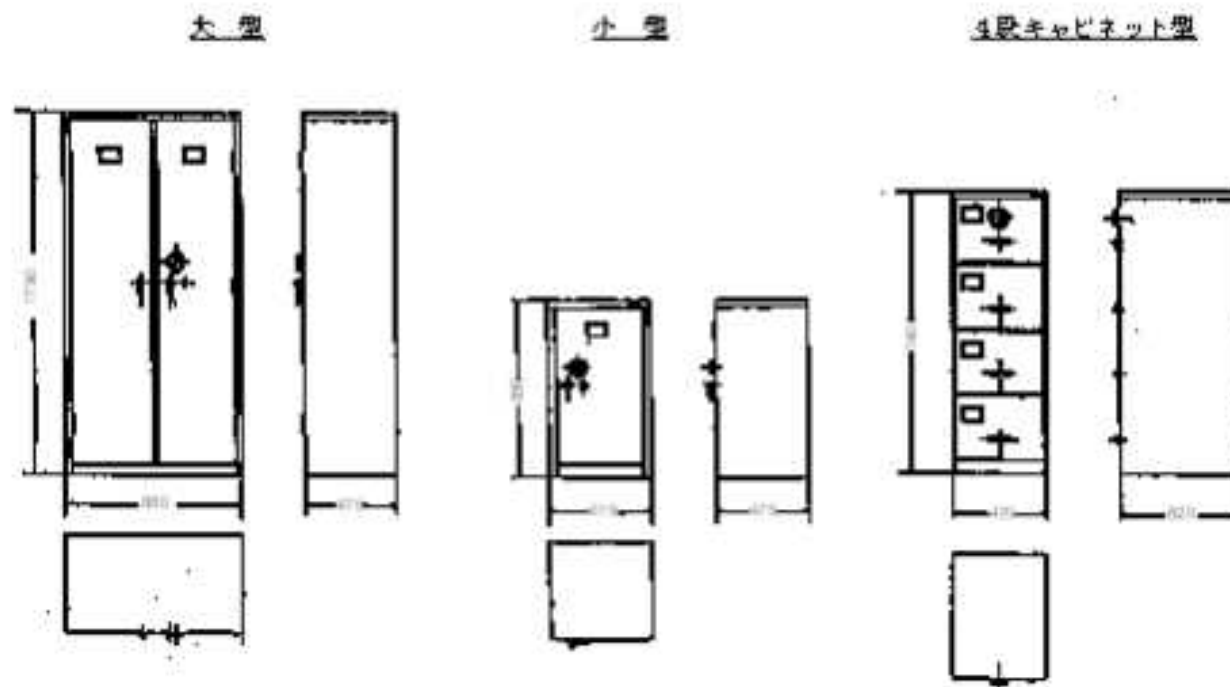
(3) 保管容器の使用者は、当該保管容器について定期的に異常の有無を点検すること。

(4) 保管容器の配置に当たっては、その保管場所について保全の面から配慮して行うこと。

■ 秘密保全に関する訓令等の解釈及び運用について(防防調第4607号。19. 4. 27)

付図

保管容器概要図



三段式文字盤かぎのかかる鋼鉄製の箱の材質、構造等

第2項第2号に掲げる「三段式文字盤かぎのかかる鋼鉄製の箱」に使用する鋼板並びに構造上具備すべき要件は、次のとおりとする。

1 本体

- (1) 鋼板は、日本工業規格に基づき製造されたものとし、同規格G3141SPCC(冷間圧延板及び鋼帯～一般用)に定める標準厚さ1.2mmの鋼板を使用した場合に得られる強度以上の強度を有すること(ただし、棚板、補強板等内部使用鋼板は0.8mm以上、裏板は1.0mm以上とする。)
- (2) 開き型書庫(両開き書庫及び片開き書庫をいう。)の扉は、蝶番が破壊された場合でも扉の開放を防止するための機能を有すること。
- (3) 施錠装置の内部装置が本体接合部又は本体と扉とのすき間から目視又は触感により探知されないよう金属製覆板を取付けること。

2 施錠装置

- (1) 固定式の三段式文字盤かぎとさし込み式錠による二重施錠方式をとること。
- (2) ダイヤル及び内蔵回転板の目盛は、それぞれ100目盛とし、内蔵回転板は、1目盛ごとに任意の番号に調整できる構造で、その実行組合わせは、 100^3 以上であること。
- (3) 触感、音響等による目盛暗探を防止するための構造とすること。

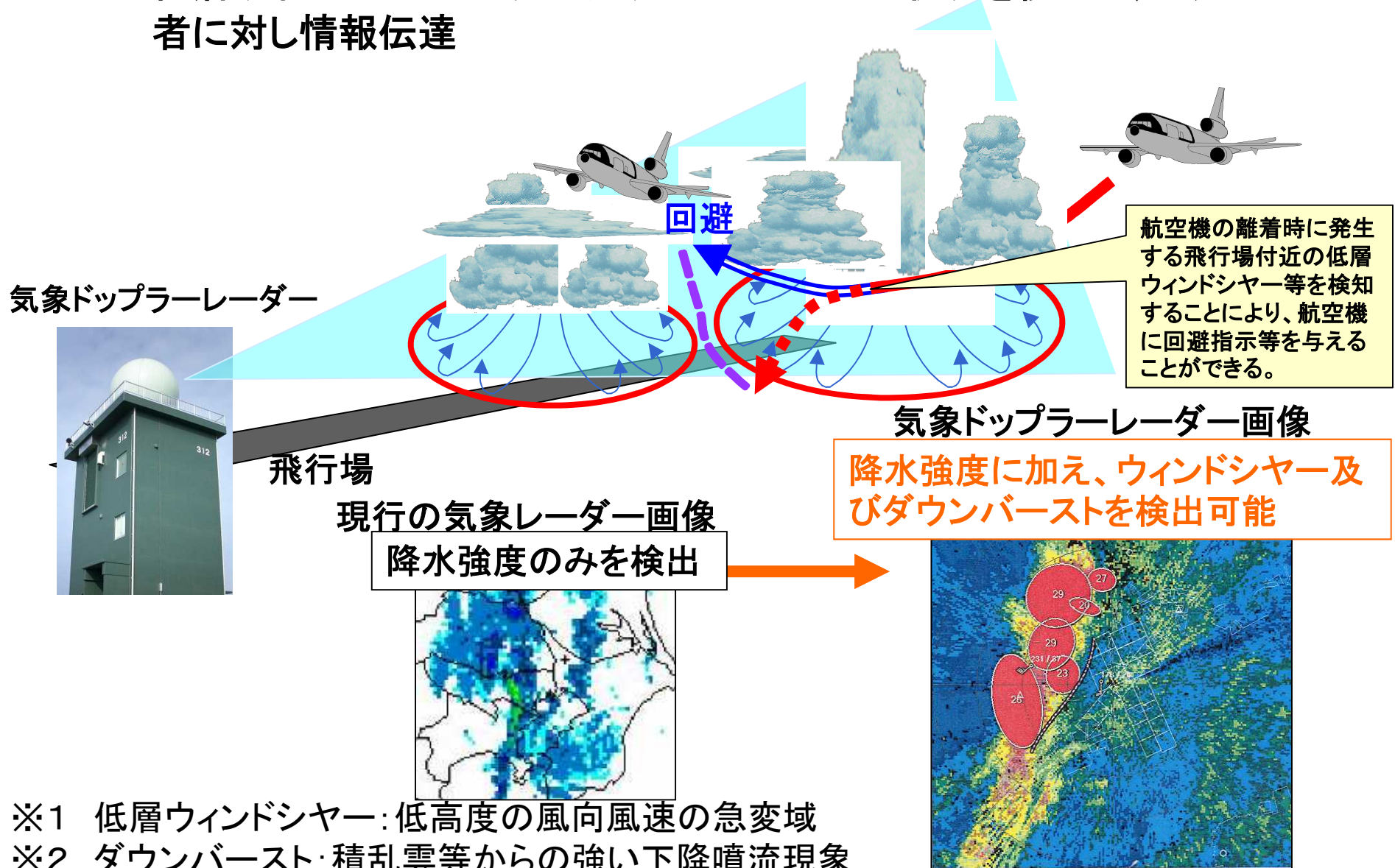
- 3 前2項に掲げる以外の材質、構造等については、日本工業規格S1034(鋼製事務用書庫をいう。)及び同規格S1033(鋼製事務用ファイリングキャビネットをいう。)に定めるものと同様以上の強度を有すること。

予算執行(事前)審査調書

件名	気象レーダーの更新		執行機関	航空自衛隊	内部部局 担当課	システム装備課																					
項	武器車両等整備費	目	通信機器購入費		事業(補助)総額		千円																				
着眼点(選定理由)	・ 防衛装備品の調達における必要性、有効性、効率性の確認案件																										
事業概要	<p>当該事業は、老朽化した気象レーダーを新型気象レーダーへ換装するものであり、平成24年度から平成26年度にかけて新田原飛行場の気象レーダーを整備する事業である。</p> <p>気象レーダーは、13基地での換装を計画しており、これまで8基地(美保、小松、入間、小牧、浜松、三沢、千歳、那覇)の換装を行い、今年度末には築城(22年度3国事業)における換装が完了する予定である。</p>			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">24年度</th> <th rowspan="2">25年度</th> <th rowspan="2">26年度</th> <th rowspan="2">27年度</th> <th rowspan="2">28年度</th> </tr> <tr> <th>1/四</th> <th>2/四</th> <th>3/四</th> <th>4/四</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>◆● 執行</td> <td></td> <td></td> <td>製造等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">完了年度(予定): 平成26年度</p>				24年度				25年度	26年度	27年度	28年度	1/四	2/四	3/四	4/四		◆● 執行			製造等			
24年度				25年度	26年度	27年度	28年度																				
1/四	2/四	3/四	4/四																								
	◆● 執行			製造等																							
契約方式(直轄事業)又は、 交付先(補助金)等	一般競争方式			執行時期	平成24年7月																						
予算執行の 必要性、 有効性、 効率性等	<p>新田原飛行場の気象レーダーは、導入から18年が経過し、器材の老朽化が激しく維持管理が困難となってきたことに加え、航空機の安全な運航に影響を与える飛行場付近の低層ウィンドシヤー(低高度の風向風速の急変域)及び雷雨によるダウンバースト(積乱雲等からの強い下降噴流現象)等を検出するためのドップラー機能を有していないため、ドップラー機能を有する新型気象レーダーへの換装が必要である。新型気象レーダーの製造には26ヶ月を要することから、27年度から運用を開始するため、24年度2/四半期の執行を計画している。</p> <p>また、新型気象レーダーへの換装に当たっては、ハードウェアによるアナログ処理からソフトウェアによるデジタル処理に変更することにより構成数数を削減するとともに、ハードウェア及びソフトウェアにCOTS品※を採用することで経費の</p> <p>※ COTS品: 一般の民生品(Commercial Off The Shelf の略)</p>																										
予算執行の論点 (ポイント)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回換装する基地の選定の妥当性について(他に優先すべき基地はないのか) ・ 10年以上の長期にわたり調達を行っているが、技術の進展等に伴い仕様などの見直しは行われているか。 ・ 規模は異なるものの、陸・海・空において整備を行っていることから一括調達の検討は可能か。 																										
政策評価	-			備考																							

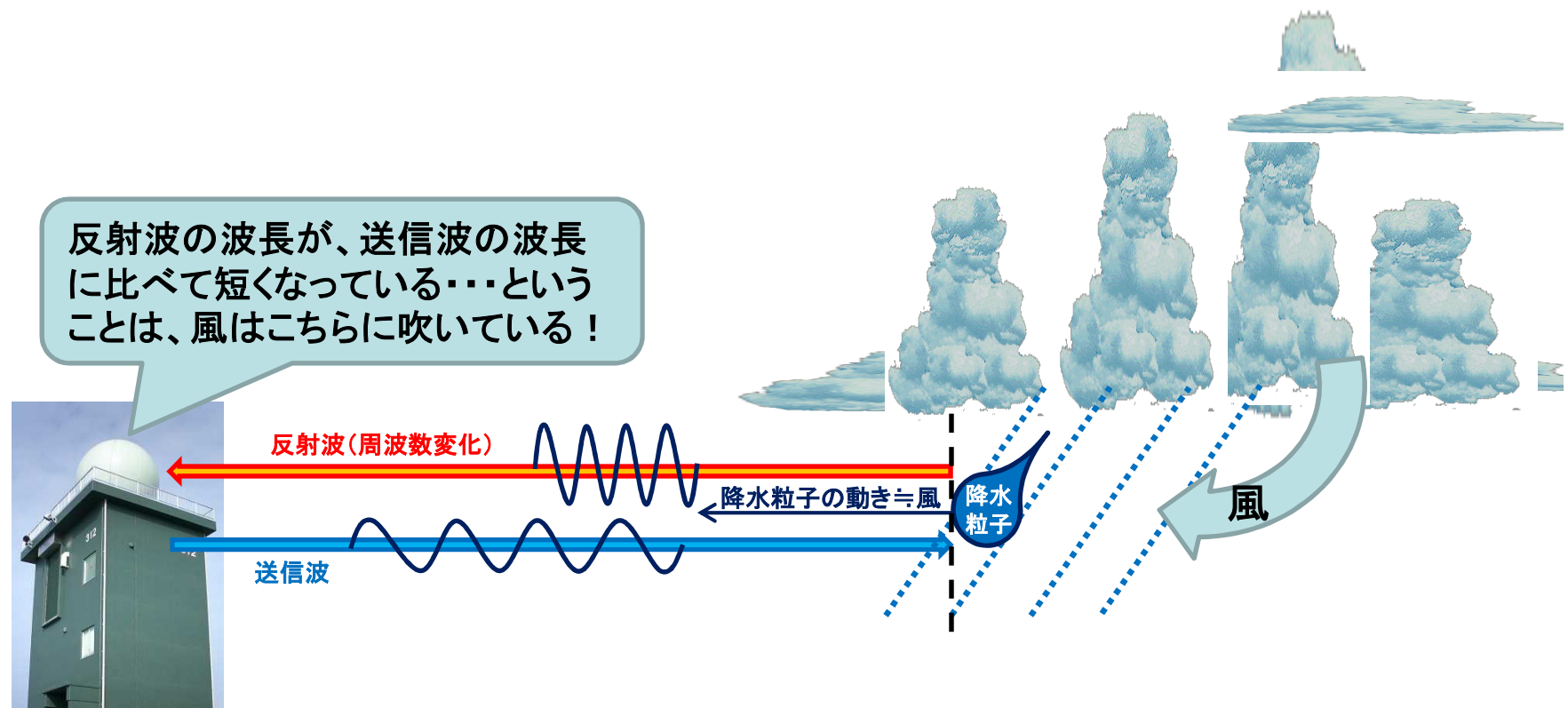
気象レーダー(J/FPH-9)運用概念図

低層ウィンドシヤー^{※1}及びダウンバースト^{※2}の状況を検出し、運用者に対し情報伝達



ドップラー気象レーダーについて(1/2)

ドップラー気象レーダーは、アンテナからビーム状の電波を発射し、降水粒子に当たって返ってきた反射波を信号処理することで降水強度や風の分布を推定することができる装置である。降水強度は反射波の強さから、風の動きは反射波の周波数変化(ドップラー効果)から求めている。



気象ドップラーレーダー

ドップラー気象レーダーについて(2/2)

ドップラー気象レーダーを飛行場に設置することにより、飛行場周辺のウィンド・シヤア(風の急変域)、ダウン・バースト(雷雲からの強い下降流)等の情報が得られ、情報を伝達し注意喚起を行うことにより航空機離着陸時の飛行安全を図ることが可能となる。



全体整備計画

年度 基地名	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
美保	■										■				
小松		■									■				
入間			■								■				
小牧				■							■				
浜松					■						■				
三沢						■					■				
千歳							■				■				
那覇								■			■				
築城									■			■			
新田原											■	■			
百里											■	■			
芦屋											■		■		
松島											■			■	

事業化
済み

各自衛隊・気象庁の新型気象レーダーの主要機能・性能比較

	ドップラー機能	探知距離	備考 (監視範囲／対象)
空自	有	250km	飛行場周辺空域＋訓練空域
陸自	有	80km	飛行場周辺空域
海自	有	大型：約234km(130NM)	飛行場周辺空域＋訓練空域 ※近傍に他気象レーダーがない飛行場及び地形上覆域補完ができない飛行場
		小型：100km	飛行場周辺空域
気象庁 (空港気象レーダー)	有	120km	飛行場周辺空域

※その他、飛行場周辺に発達しそうな雷雲が発生した場合、その雷雲の発達の程度について細部を監視する必要があり、どの雲を重点的に監視するかについては、各飛行場及び飛行部隊の特性によって異なるため、各機関毎、必要な箇所気象レーダーを配備している。

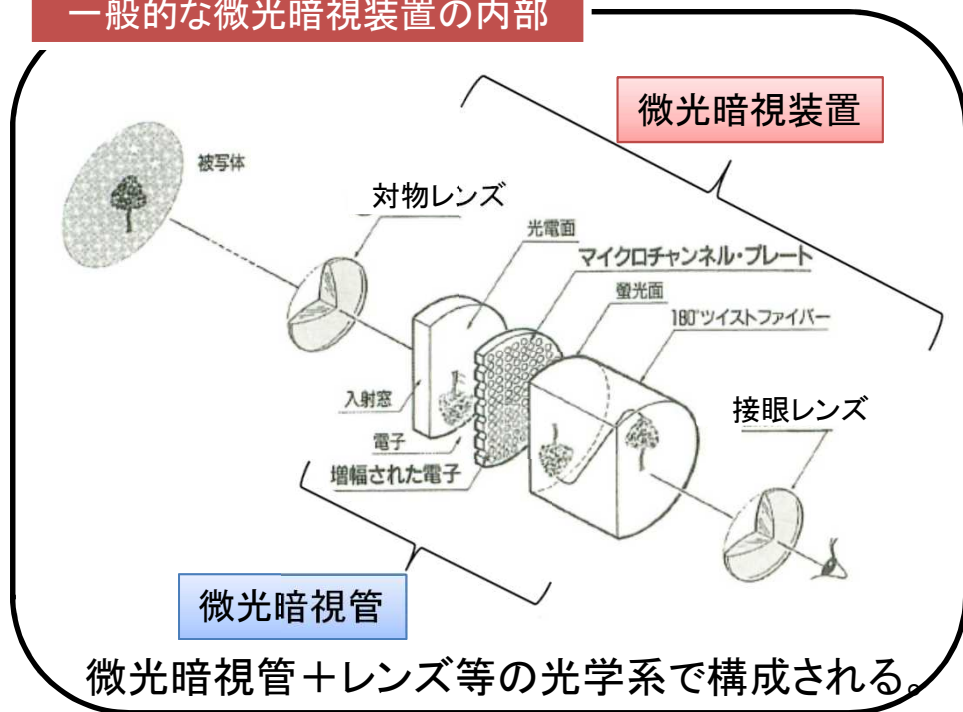
予算執行(事前・事後)審査調書

件名	高性能微光暗視管の製造		執行機関	技術研究本部	内部部局 担当課	技術計画官																													
項	研究開発費	目	試験研究費		事業(補助)総額		千円																												
着眼点(選定理由)	<ul style="list-style-type: none"> 研究開発事業における必要性、有効性、効率性の確認案件 																																		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、HMD(Helmet Mounted Display)や偵察・監視用航空機及び戦場監視車両等に適用可能な微光暗視装置のデジタル化、高性能化及び小型軽量化に関する研究を行うもの。 現有の微光暗視装置は、パイロットが直接覗く方式であり、使用時に周辺視野を見ることができない。今回、微光暗視画像をデジタル化して、使用時にHMD等に投影することで周辺視野確保及び画像処理による視認性向上が見込まれる。 平成24年度においては、高性能微光暗視管の仮作を実施する。 			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">24年度</th> <th rowspan="2">25年度</th> <th rowspan="2">26年度</th> <th rowspan="2">27年度</th> <th rowspan="2">28年度</th> </tr> <tr> <th>1/四</th> <th>2/四</th> <th>3/四</th> <th>4/四</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>●</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>調契 達約 要求</td> <td></td> <td>納期</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">完了年度(予定):平成24年度</p>				24年度				25年度	26年度	27年度	28年度	1/四	2/四	3/四	4/四		●		→						調契 達約 要求		納期				
24年度				25年度	26年度	27年度	28年度																												
1/四	2/四	3/四	4/四																																
	●		→																																
	調契 達約 要求		納期																																
契約方式(直轄事業)又は、交付先(補助金)等	公募		執行時期	平成24年7月																															
予算執行の必要性、有効性、効率性等	<ul style="list-style-type: none"> 必要性:本件については、高性能小型微光暗視管技術を有する米国における輸出禁止政策により輸入が困難であるため、防衛省独自の研究が必要である。本事業では平成25年3月から微光暗視管を用いた評価試験を予定しており、本製造の設計、製造に要する期間を考慮すると、平成24年度2/四半期に執行する必要がある。 有効性:今回の執行により、従来に比べてパイロットの視野確保及び画像処理による視認性向上が見込まれる将来の高性能微光暗視装置の実現に向けた微光暗視管の高精細化・長寿命化・小型軽量化に関する知見を得られることから有効である。 効率性:今回の執行にあたり、既存研究で使用した器材の利活用により、予算執行の効率化を図ることに努めている。 																																		
予算執行の論点(ポイント)	研究を行う必要性及び調達にあたっての効率性への取組は十分か。																																		
政策評価	-		備考	-																															

微光暗視装置について

月の光などの微弱な光を増幅することで、夜間でも視界を得ることができる装置

一般的な微光暗視装置の内部



微光暗視装置装着時の写真



微光暗視装置外観



微光暗視管

微弱な光を1万倍以上に増幅することができる微光暗視装置の主構成部品。入射光を電子に変換し、その電子を1万倍以上に増幅し、再度光に変換する機能をもつ。

微光暗視装置と研究の全体計画について

微光暗視装置の改善すべき点

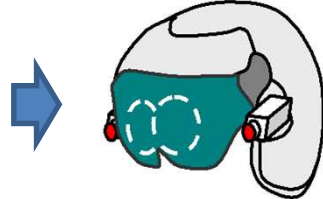
画像のデジタル化

ゴーグル型



視野外は見えない

HMD等に投影が容易



暗視画像外の計器類の視認が可能(周辺視野確保)

強い光に対する耐性向上



強い光により周辺が見えなくなるとともに焼き付きが発生



強い光の渗みを軽減するとともに焼き付きの発生を抑制

視認性の改善



入射光が少ない時などに視認性が劣化



高精細化を図るとともにノイズを除去し、視認性を向上

研究の概要

微光暗視装置の主構成部品である微光暗視管の性能向上、制御回路等を付加することでデジタル化・強い光への耐性向上、さらに画像処理による視認性改善を段階的に図り、HMD等へ適用可能な将来の微光暗視装置に関する要素技術の確立を目指す。

実施内容

24年度

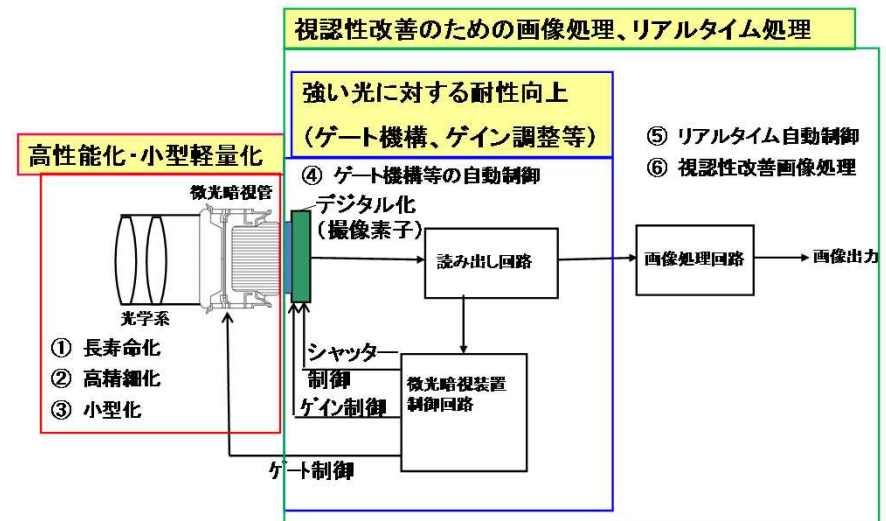
微光暗視管の高性能化・小型軽量化

25年度

強い光に対する耐性向上

26年度

視認性改善のための画像処理、リアルタイム処理



既存研究で使用した器材について

品名:

視認性評価装置

概要:

小型非冷却赤外線カメラ*1
を既存の微光暗視装置*2と比較検討するための評価装置

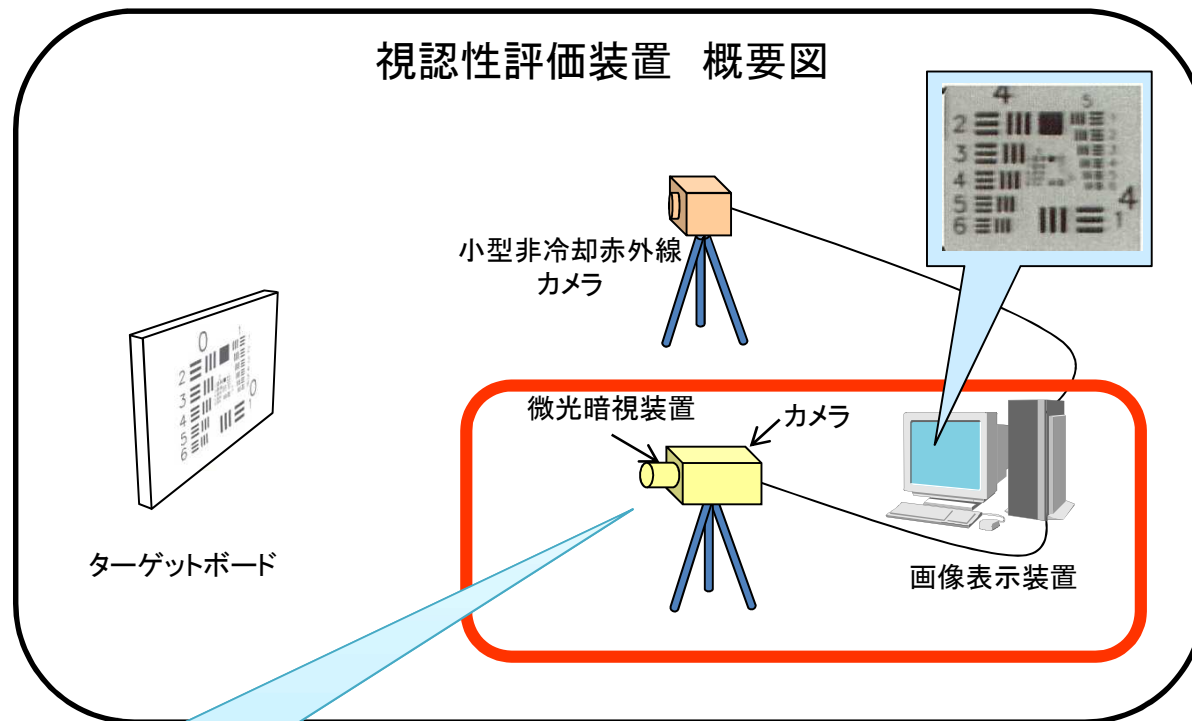
契約相手方:

(株)島津製作所

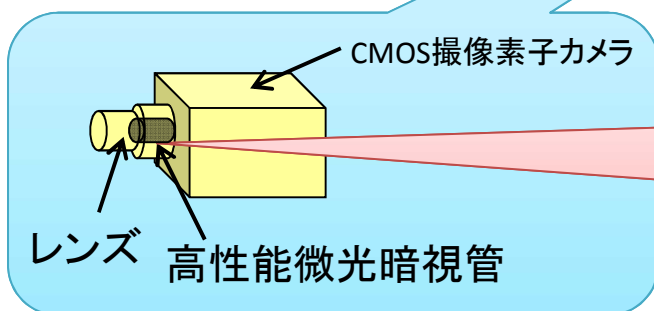
契約金額:

8,031千円

視認性評価装置 概要図



利活用の方策



今回製造する高性能微光暗視管に付け替えて視認性の評価を行う。

* 1: 小型非冷却赤外線カメラ: 平成18年度から19年度にかけて非冷却型の赤外カメラの小型化に関して研究したもの

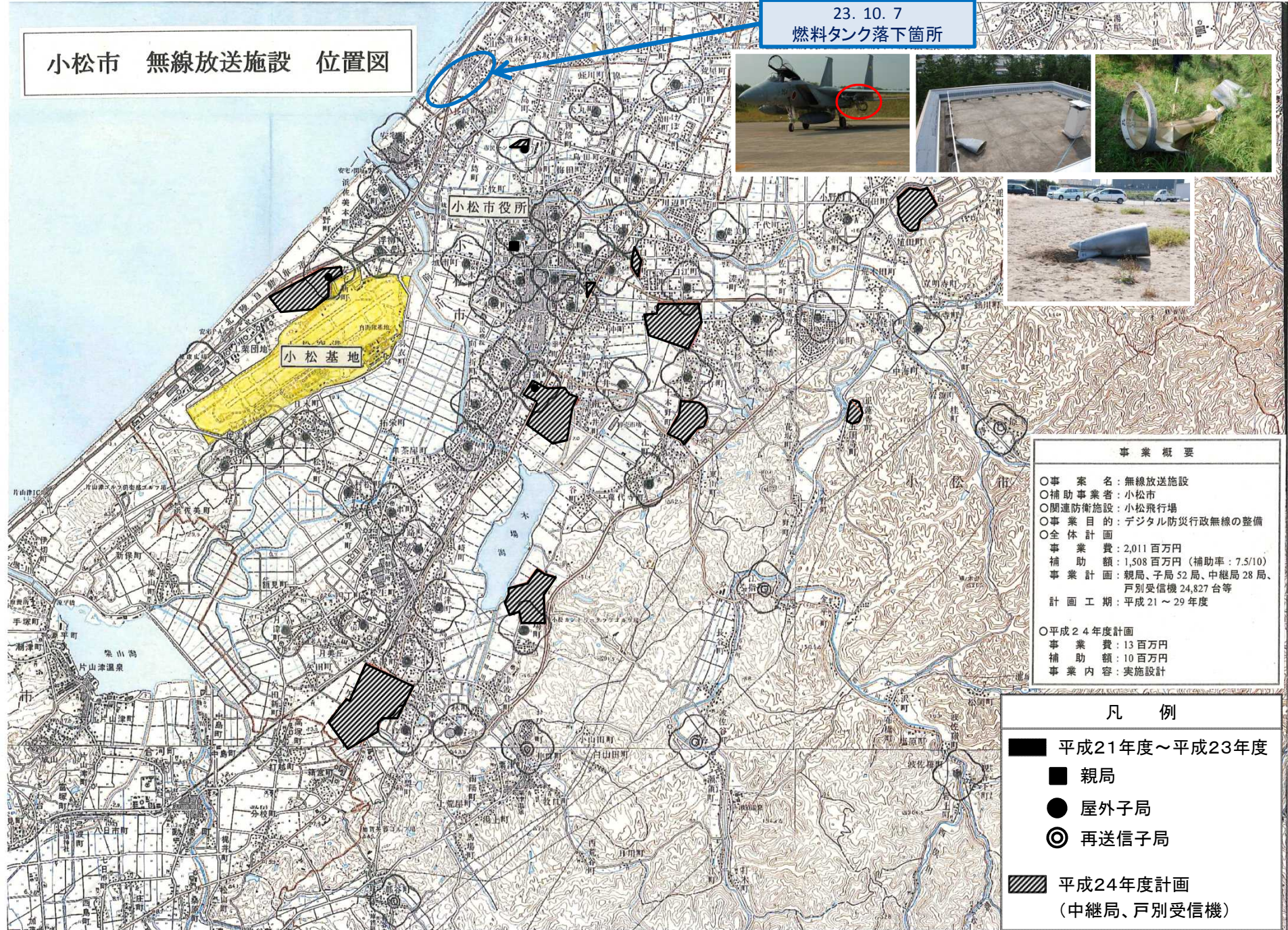
* 2: 研究室で保有する微光暗視装置(海外輸出品)

予算執行(事前)審査調書

件名	無線放送施設設置助成事業(小松飛行場)		執行機関	地方防衛局	内部部局 担当課	周辺環境整備課																												
項	防衛施設安定運用関連諸費	目	施設周辺整備助成補助金		事業(補助)総額	千円																												
着眼点(選定理由)	<ul style="list-style-type: none"> 指針等に基づき確認を行う補助金事業 (国家戦略室から示された「予算監視・効率化チームに関する指針」において事前審査すべき事業とされている。) 																																	
事業概要	<p>当該事業は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条の規定に基づき、関係住民の生活の安定を図るため、小松市が無線放送施設を整備する事業である。各世帯に戸別受信機を設置するため、平成24年度においては、一部地区(2,800戸)を対象とした実施設計を行う小松市に対し、当該費用の一部を補助するものである。</p> <p>なお、小松市は、平成25年度以降においても一部地区(2,800戸)の工事及び残りの地区(21,800戸)の設計・工事を順次実施する予定である。</p>		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">24年度</th> <th rowspan="2">25年度</th> <th rowspan="2">26年度</th> <th rowspan="2">27年度</th> <th rowspan="2">28年度</th> </tr> <tr> <th>1/四</th> <th>2/四</th> <th>3/四</th> <th>4/四</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>●</td> <td colspan="2">.....▶</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">実施設計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">完了年度(予定): 平成24年度</p>				24年度				25年度	26年度	27年度	28年度	1/四	2/四	3/四	4/四		●▶						実施設計							
24年度				25年度	26年度	27年度	28年度																											
1/四	2/四	3/四	4/四																															
	●▶																																
実施設計																																		
契約方式(直轄事業)又は、 交付先(補助金)等	石川県小松市		執行時期	平成24年8月																														
予算執行の 必要性、 有効性、 効率性等	<p>小松飛行場においては、自衛隊航空機等の離発着訓練等が昼夜を問わず頻繁に行われている状況の中、地元自治体及び周辺住民は強い危険感・不安感を抱いており、実際に、平成23年10月には、小松飛行場所属のF-15戦闘機による燃料タンク落下事故が発生したところである。</p> <p>小松市は、万一の航空機事故を含め、台風や地震などの災害時に、住民の避難又は消防活動の円滑化を図れるよう着実に本事業を実施していくことが重要であるとし、昭和42年以来整備、維持してきた有線ラジオ放送施設の老朽代替施設としてデジタル防災行政無線施設を整備しているものである。</p> <p>当該施設を整備することにより、航空機事故等の迅速な情報伝達が可能となり、住民の避難又は消防活動の円滑化が図られ、住民生活の安定の向上に資することとなるため、本事業は必要かつ有効である。</p>																																	
予算執行の論点 (ポイント)	<ul style="list-style-type: none"> 交付先の選定の考え方はどうなっているのか。(他に優先すべき施設はないか) 効率的な事業執行に対する取組は十分であるか。 																																	
政策評価	-		備考																															

小松市 無線放送施設 位置図

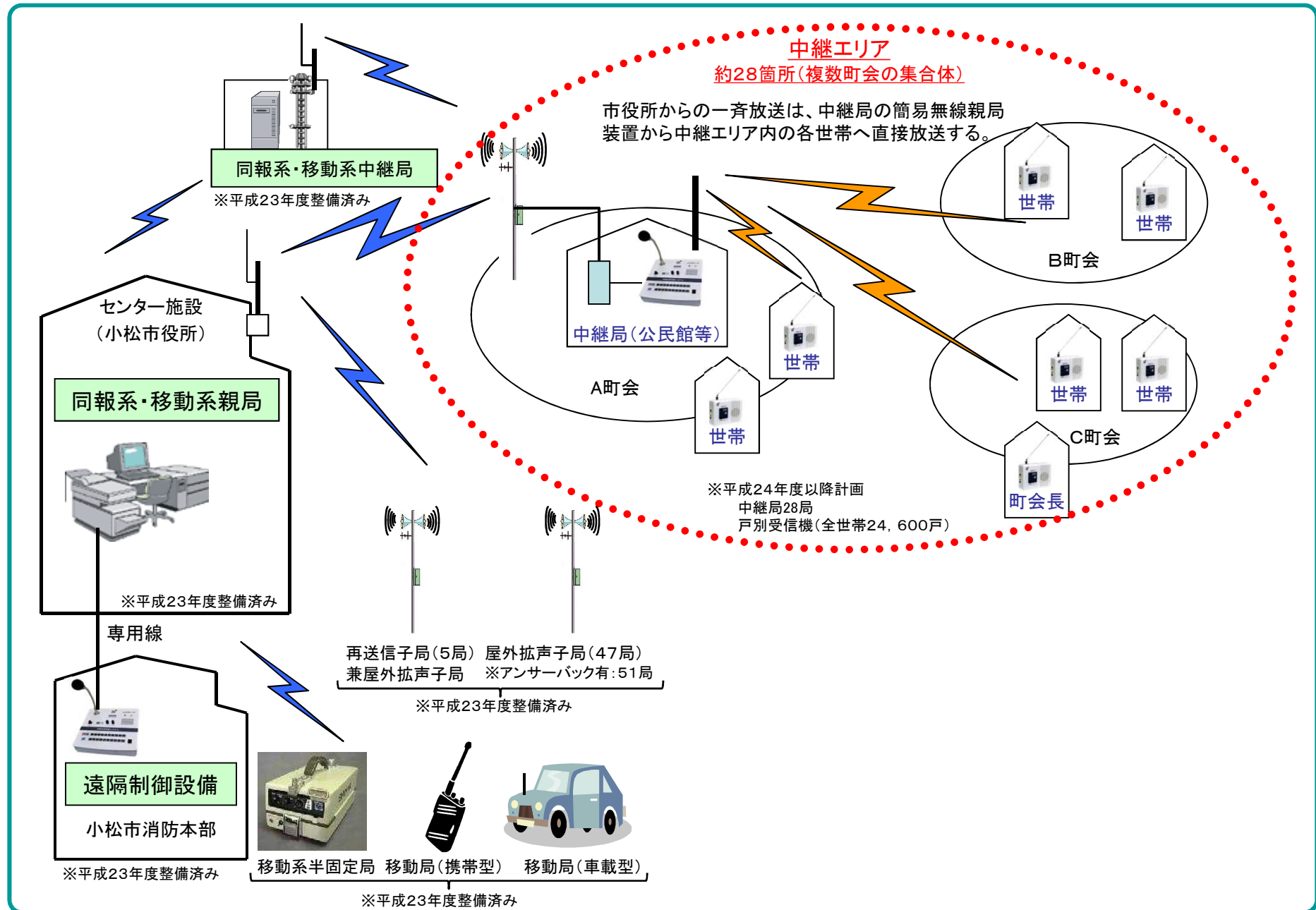
23. 10. 7
燃料タンク落下箇所



事業概要	
○	事業名：無線放送施設
○	補助事業者：小松市
○	関連防衛施設：小松飛行場
○	事業目的：デジタル防災行政無線の整備
○	全体計画
	事業費：2,011百万円
	補助額：1,508百万円（補助率：7.5/10）
	事業計画：親局、子局52局、中継局28局、戸別受信機24,827台等
	計画工期：平成21～29年度
○	平成24年度計画
	事業費：13百万円
	補助額：10百万円
	事業内容：実施設計

凡例	
■	平成21年度～平成23年度
■	親局
●	屋外子局
◎	再送信子局
▨	平成24年度計画 (中継局、戸別受信機)

デジタル防災行政無線(同報系・移動系・簡易無線)システム概要図(完成形)



飛行場周辺の地方公共団体における無線放送施設の整備状況

防衛施設名	補助事業者	整備年度	更新状況
千歳飛行場	千歳市	S55~57・H3・10・16	H11~13
	長沼町	S53・54・56・H18	H10~12
三沢飛行場	おいらせ町	S50・51・60・61・H20・21	H13・14
	東北町	H1~6	H22~26(予定)
	三沢市	S49~53・59~62	H12・13
	七戸町	H1~4	
松島飛行場	松島町	H18~19	
	東松島市	S55・56・58・59	H3~7・9~14
横田飛行場	福生市	S49・50	S61・H19・20
	武蔵村山市	S49・50・H20	H4~6・24~26(予定)
	飯能市	H11~13	
	日高市	H3~6	
	東大和市	S63~H1	
	昭島市	S48・51	H4・5
	越生町	S62	
	羽村市	S48	
	瑞穂町	H15・16	
	あきる野市	S48・49・53・57・63	H14・15
下総飛行場	柏市	H1・2・8	H18~21
	白井市	S61・62	H14・15
	鎌ヶ谷市	S55~57	H11~13
入間飛行場	狭山市	S51~53・58・18・19	H9~11
	入間市	S52~54・58	H2~6
	鶴ヶ島市	S60	H15・16
	川越市	H1・3	
	坂戸市	S53~56	H11~13

防衛施設名	補助事業者	整備年度	更新状況
百里飛行場	行方市	S56~58・62・63・H1~5	H19~20
	小美玉市	S49~53・63・H1・2・14~16	H22~26(予定)
	潮来市	H5~9	
	大洗町	S43・44・48・54~56・60	H13・14
	水戸市	S47・48・53	S62
	茨城町	S54~57	H13~15
	鉾田市	S54~60・H2~5	H13~18
	かすみがうら市	S58	H14・15
	厚木飛行場	相模原市	H8~11
綾瀬市		S62~H3	H9~13
大和市		S53・54・58	H5・6・12
座間市		H8・9	
小松飛行場	小松市	S42~H20 (有線ラジオ放送施設)	H21~29(予定)
	能美市	H2~12	H21~25(予定)
	白山市	S58・59・H2~7	H12・13
岐阜飛行場	各務原市	H13・14・18・19	
	扶桑町	S50~52	H2~4
	岐阜市	H13・14	
	岐南町	H9~11	
岩国飛行場	笠松町	H5~8・10	
	大竹市	H20~21	
	周防大島町	H2~6	H18~21
美保飛行場	岩国市	S61~H1	
	境港市	S58・59	H14~16
	米子市	H2~7	
徳島飛行場	松江市	S60	
	松茂町	H8~11	

防衛施設名	補助事業者	整備年度	更新状況
築城飛行場	行橋市	H20	
	みやこ町	S54・55	H8・9・24
	築上町	S52~56	H9~11
新田原飛行場	西都市	H19~22	
	高鍋町	H24~26(予定)	
	新富町	S60~62	
鹿屋飛行場	鹿屋市	S42~H9 (有線ラジオ放送施設)	H24~29(予定)
嘉手納飛行場	うるま市	S54・55・56・H8~10	H12~14・18~20
	読谷村	H11~13	
	北谷町	S54・55	H10・11
	嘉手納町	H16・17	
普天間飛行場	沖繩市	H11~13	
	宜野湾市	H5~12	
	北中城村	H7~10	
伊江島補助飛行場	伊江村	S54・55	H10

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（抜粋）

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（抄）

（昭和四十九年六月二十七日）
法律 第 百 一 号

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（抄）

（昭和四十九年六月二十七日）
政令 第 二 百 二 十 八 号

（民生安定施設の助成）

第八条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

（民生安定施設の範囲及び補助の割合等）

第十二条 法第八条の規定による補助に係る施設は、次の表の第二欄に掲げる施設とし、これらの施設に係る補助の割合又は額は、それぞれ同表の第三欄に掲げる割合の範囲内で防衛大臣が定める割合又は同表の第三欄に掲げる額とする。

以下略

項	補助に係る施設	補助の割合又は額
一	有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和二十五年法律第三百三十二号）第六十四条第一項ただし書に規定するラジオ放送の業務を行うための施設	十分の八
二	道路（農業用施設及び林業用施設であるものを除く。）	十分の八
三	児童福祉法第四十一条に規定する児童養護施設	十分の七・五
四	保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十一条第三号に規定する看護師養成所又は同法第二十二条第二号に規定する准看護師養成所	十分の七・五
五	電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二条第四号に規定する無線設備及びこれを設置するために必要な施設	十分の七・五
六	老人福祉法第二十条の四に規定する養護老人ホーム又は同法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム	十分の七・五
七	消防施設強化促進法（昭和二十八年法律第八十七号）第三条に規定する消防施設	三分の二
八	公園、緑地その他の公共空地	三分の二
九	水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第一項に規定する水道	十分の六
十	削除	
十一	し尿処理施設又はごみ処理施設	十分の五
十二	老人福祉法第二十条の七に規定する老人福祉センター	防衛大臣が定める額
十三	一般住民の学習、保育、休養又は集会の用に供するための施設（学校の施設を除く。）	防衛大臣が定める額
十四	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第五項第十一号に規定する港湾施設用地	十分の七・五
十五	農業用施設、林業用施設又は漁業用施設	三分の二
十六	その他防衛大臣が指定する施設	十分の七・五

以下略